

道路法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 占用料の額の改定

消費税率の引上げに伴い、指定区間内の国道に係る占用料の額を引き上げるものとする。

(第十九条関係)

第二 施行期日

この政令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)